

玖珠町広報及び玖珠町ホームページ広告掲載業務基準

(趣旨)

第1条 この基準は、玖珠町広報及び玖珠町ホームページ広告掲載取扱要領第2条に規定する基準を定めるものである。

(広告掲載媒体の概要)

第2条 掲載する広告物のサイズ等は、特に指定がない限り以下の基準によるものとする。

掲載媒体	広報	玖珠町ホームページ
掲載箇所	毎月1日発行の「広報くす」中の4頁以降の頁。 紙面の10分割最下段の4枠	玖珠町ホームページのトップページ下段 <a href="http://www.town.kusu.oita.jp/">http://www.town.kusu.oita.jp/</a>
サイズ	1枠サイズ 横8.5センチメートル×縦5.0センチメートル	1枠サイズ 横150ピクセル×縦50ピクセル
形式	印字広告(2色刷り)	バナー広告
画像形式	GIF、jpeg	GIF(アニメ可)、jpeg
原稿渡し	広告素材(版下原稿)は広告主の負担で作成し、電子ファイルを添付したメールにより受け付け。その提出期日は前月1日までとする。	広告素材(バナー画像)は広告主の負担で作成し、電子ファイルを添付したメールにより受け付け。なお、データ提出は前月1日まで。
広告作成	広告素材は広告主の負担で作成	広告素材は広告主の負担で作成
媒体への掲載者	「広報くす」印刷業者が行う	玖珠町ホームページ担当課が行う
広告部数	原則年12回発行 毎月6,100部 6,100部×12月=73,200部	アクセス件数は、月約6,000件 ※データは参考であり、毎月のアクセス件数を保障するものではない。
広告料	1枠1ヶ月5,000円とし、町の指定する納付書で納付するものとする。	1バナー1ヶ月5,000円とし、町の指定する納付書で納付するものとする。
掲載期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度単位(会計年度)各年4月1日から翌年3月31日とする。</li> <li>広告掲載号は5月1日から4月1日号までとする。</li> <li>原則毎号1回、継続も可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度単位(会計年度)各年4月1日から翌年3月31日とする。</li> <li>原則1申請1枠とする。 ※申請者による枠の位置指定はできない。上段から申込み順とする。</li> <li>掲載期間1か月、継続も可。 ※毎月1日から末日までの月単位とし、日数計算はしない。</li> </ul>

(掲載できない広告)

第3条 広報広告物及びホームページ広告物の画像及びリンク先のページの内容が、玖珠町広告料収入事業実施要綱第3条第1項の各号及び同要綱第9条第1項の各号に抵触するもの。

(禁止表現)

第4条 次の表現を含むホームページ広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるため、掲載しない。

- (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警戒・警報・待機状態と思われるもの）
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボタン（テキスト入力が可能に見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下部に選択肢があるように見えるもの）

(玖珠町の掲載情報との区分)

第5条 次の表現を含む広告物は、閲覧者が町の掲載情報の一部であるかのように混同する恐れがあるため、掲載しない。

- (1) ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「消費生活相談」「育児指導」「高齢者の生活ガイド」など、町政を連想させる表現を用いるなど、町報及びホームページ閲覧者が玖珠町の事業と誤解しやすいもの。

(色調)

第6条 広報及びホームページの全体の調和を損なわないようにするため、次の基準を定める。

- (1) 文字色と背景色のコントラストを考慮すると共に、背景に画像、写真、模様等を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
- (2) Webセーフカラー以外は使用不可とし、原色を使用する場合は彩度、明度、光度を抑えるなど、目立つことを重視するあまり極端な色使いとならないこと。

(解像度)

第7条 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めのない事項については、必要に応じて協議し定めるものとする。

附 則

この基準は、平成29年5月1日から施行する。